

国民年金だよ



11月30日は「年金の日」です!!

厚生労働省では「国民お一人お一人」「ねんきんネット」等を活用しながら高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日』として、11(い)月30(みらい)日を「年金の日」としました。

この機会に、「ねんきん定期便」や「ねんきんネット」で、「ご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。」

「ねんきんネット」では、24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンから「自身の最新の年金加入記録を確認することができます。」

サービスの対象者は、被保険者及び年金受給者(昭和61年4月1

日以前に年金受給権が発生した老齢年金を受け取っている方を除く)になります。

これまでの年金加入履歴以外にも、将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算することができま

す。また、国民年金保険料の免除や納付猶予の承認を受けた期間のほか、後から納付(追納)することができる月数や保険料、納付した場合の将来の年金受給見込額についても確認できます。

「ねんきんネット」については、日本年金機構のホームページでご確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、

令和2年中(令和2年1月1日から12月31日)に納められた保険料の全額です。(令和2年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除の対象となります)。

本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、日本年金機構から、次のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

なお、ご家族(配偶者やお子様等)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除が受けられます。

【発送時期が令和2年11月上旬に対象となる方】

令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方

【発送時期が令和3年2月上旬に対象となる方】

令和2年10月1日から12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方(令和2年1月1日から9月30日までの間に国民年金

保険料を納付された方は除きます)。

年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、事前予約が可能です。待ち時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

予約相談希望日の1ヶ月前から前日まで受付しています。

お申込の際は、基礎年金番号のわかるもの(年金手帳や年金証書など)をご用意ください。

予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570 05 4890」またはお近くの年金事務所に電話・来訪時にお申込みください。



お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

電話26 9026

日本年金機構 旭川年金事務所

電話0166 72 5002